

「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」 実施計画（案）

1. 調査の目的

通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態と支援の状況を明らかにし、今後の施策の在り方等の検討の基礎資料とする。

2. 実施主体

文部科学省が有識者会議を設け実施方法等について検討し、調査を実施する。

3. スケジュール

令和4年1～2月に調査を実施。12月頃までに集計・分析し、公表する。

4. 調査の実施方法等

① 対象地域・学校等

全国の公立の小・中・高等学校のそれぞれ600校を抽出し、小・中学校においては各学年10名（男女5名）、高等学校においては各学年20名（男女10名）を抽出。なお、標本抽出方法は平成24年調査と同様に層化三段確率比例抽出法。

② 質問項目

平成24年調査の質問項目を原則とし、特に「I 児童生徒の困難の状況」の「学習面」の質問項目や新規の質問項目については、有識者会議の審議を経て、質問項目を確定。

③ 調査実施者等

調査対象の学級担任等が記入し、特別支援教育コーディネーター、又は教頭（副校長）のいずれかによる確認の後、校長の了解の下で回答。なお、学級担任が判断に迷う場合には校内委員会や教務主任などに相談も可能。

5. 留意事項

本調査に関する個人情報については、外部への流出などがないよう留意する。また、本調査の実施にあたり、児童・生徒、保護者や地域に混乱が生じる可能性がある場合には、学校等において事前に調査の趣旨等を説明するなど地域の実情に応じて適宜対応を行うようにする。